指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を を定める条例の一部改正について

保健福祉部障害福祉課

1 改正の趣旨

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第15号)の一部改正に伴い、指定放課後等デイサービス事業所における従業者及びその員数の基準等について、所要の改正を行うものである。

2 改正の概要

- (1) 指定放課後等デイサービスの人員配置基準について、置くべき従業者を児童指導員、 保育士又は障害福祉サービス経験者とし、そのうちの半数以上を、児童指導員又は保 育士としなければならないこととする。
- (2) 指定放課後等デイサービスの事業者に対して、サービス内容の自己評価及び改善の内容の公表を義務化する。

3 施行期日

平成29年4月1日

ただし、施行日に現に指定を受けている事業者は、2(1)について、平成30年3月31日 までの経過措置がある。

(参考)

指定通所支援の種類	内容
児童発達支援	未就学の障害児に対して、日常生活における基本的な動作の指導、
	知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援を行う。
医療型児童発達支援	肢体不自由児に、児童発達支援及び治療を行う。
放課後等デイサービ	就学している障害児に対して、授業の終了後又は学校休業日に、生
ス	活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要
	な支援を行う。
保育所等訪問支援	保育所等に訪問し、障害児に対して、障害児以外の児童との集団生
	活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行う。